

記入上の注意事項

令和 年度 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は速やかに提出してください。 大村市長様 令和 年 月 日提出		(〒 -)										※ 月 日 処理	
		所在地		特別徴収義務者 指 定 番 号 ①								係 名	
		フリガナ		この届出書に 応答される方の 氏名及び電話								担 当 者	
		名 称		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載								電 話 (内線)	
個人番号 又は法人番号													
給与所得者		(ア)		(イ)		(ウ)		異動年月日		異動の事由		(エ)	
フリガナ		特別徴収税額 (年税額) ③		徴収済税額		未徴収税額 (ア)-(イ)		令和 年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職など 4. 死亡 5. その他 ()		異動後の未徴収税額の徴収方法	
氏 名 (旧姓) ②				月分から 月分まで		月分から 月分まで		令和 年 月 日		1. 普通徴収(本人納付) 2. 一括徴収(A欄に必要事項を記入) 3. 特別徴収継続(B欄に必要事項を記入)			
生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日													
個人番号													
住 所 (1月1日現在の住所・・・必ず記入してください)													
新住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所)													

- ① 特別徴収義務者指定番号を必ず記入してください。
- ② 結婚等により、「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に表示されている姓が変更されている場合は、旧姓を記入してください。
- ③ 「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の各納税義務者の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。
ただし、年度途中で特別徴収税額が変更になる場合がありますので、その際は、最新の「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」を参照し、金額を記入してください。
- ④ 右記の異動の事由が生じた年月日を記入してください。
- ⑤ 該当する未徴収税額の徴収方法を○で囲んでください。
・普通徴収
未徴収税額を納税義務者本人が納付する。
・一括徴収(A欄に必要事項を記入してください。)
退職時の給与、退職手当等から一括して徴収する。
(1月1日以降の退職者(死亡退職による退職者を除く。))
については、本人の申出の有無にかかわらず、一括徴収して納入する必要があります。
・特別徴収継続(B欄に必要事項を記入してください。)
別の給与支払者において特別徴収を継続する。
B欄を記入する際は、あらかじめ転勤(転職)先の給与支払者と月割額、徴収開始月等を調整してください。

A 一括徴収に関する事項 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に必ず記載してください。
1月1日から4月30日までに退職等(死亡退職を除く。)により未徴収税額がある場合は、一括徴収が義務付けられています。

給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額【上記(ウ)の額】	一括徴収した税額は、 月分(月 日納期限分)で納入します。
⑥ 月 日	円	

B 転勤(転職等)による特別徴収届出書

給与支払者(特別徴収義務者)	所在地	(〒 -)										特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	係 名	
	フリガナ											新規の場合ほひをしてください	担 当 者 先 連 絡 先	担 当 者	
	名 称											新受給者番号			電 話 (内線)
											特別徴収義務者法人(個人)番号				
月割額 ⑦ 円を 月分(月 日納期限)から徴収し、納入するよう転勤(転職)先には連絡済みです。															

※特別徴収額の変更通知書については、届出書を受理した月の翌月初めに送付します。
納入金額に変更があった場合は、税額の通知のみで納入書は送付しておりません。大変お手数ですが、変更前の納入書の金額を訂正し納入してください。

- ⑥ 一括徴収の対象となる給与、退職手当等の支払予定日を記入してください。
- ⑦ あらかじめ転勤(転職)先の給与支払者と調整した月割額及び徴収開始月を記入してください。